



温故知新



今やるべき災害への備え

先日、日本列島に猛威を振った台風19号。「素早い」という言葉が由来の【ハギビス】という名前が付けられました。皆さまのご家族、自分自身の被害状況は大丈夫だったでしょうか？
今後もまた台風や大雨など自然災害が発生することがあるかと思えます。正しい知識と万全な備えで被害を最小限に抑えられるように準備をしましょう。

大雨・台風接近前の自宅の備え



もしものための非常用品 チェックリスト

- | | |
|---|--|
| ☐ 懐中電灯(予備電池)
☐ 着替え、タオル
☐ ライター、マッチ
☐ ポリ袋、ゴミ袋
☐ 救急薬品
☐ 予備の眼鏡など
☐ 携帯ラジオ
☐ スマートフォンなどのモバイルバッテリー
☐ 貴重品(公衆電話に使える10円玉も)
☐ 非常用食料
☐ 水
☐ 非常用トイレ
☐ カセットコンロ
☐ ティッシュ、ウェットティッシュ | ☐ 【女性・小さな子供】
☐ 生理用品
☐ 母子手帳と保険証
☐ 粉ミルク
☐ おしりふき・おむつ |
|---|--|

tenki.jp

万が一に備えた確認事項

- 緊急時の行動を確認する
- ハザードマップを入手する
- 近隣の建物や道路を知る
- 近所の方とコミュニケーションを取る
- 最新の情報を確認する



いつ災害が発生するかわかりません。
備えにやり過ぎはありません。
自分や家族や大切な人を守るために、
事前にできることはしっかり行いましょう。



【今号の主な内容】

- P① 災害への備え
- P② さまざまな危険
- P③ 特定技能について
- P④ ことわざ、職長会のお知らせ



発行

野田工業 株式会社
東京都中央区銀座6-6-19
TEL : 03-3572-1866
FAX : 03-3575-0420

ことわざ・格言になろう安全衛生訓

● 視れども見えず ●

・心を向けて注意しよう

「視れども見えず」とは、「心ここに在らざれば、視れども見えず、食えどもその味を知らず」という、中国の儒教の經典の言葉ですが、心がそこに向いていなければ、見ても聞いても食べても、何の反応もないし、注意もできない。何をするにしても心を向けて注意することの重要さを示している言葉です。

交通信号や交通標識、安全標識等の見落としによる事故や災害が跡を絶ちません。ほかのことを考えていたり、ほかに心が向いていて、当人の目は信号を視ているのに、心(脳)では見えない状態になっているのです。

とくに交通事故や労働災害などに関することは、視るところはきちんと見きわめ、聴くべきことはしっかり聞かないと大変なことになってしまいます。職場の危険の所在については心の目、“心眼”を見開いて潜在危険を探り出し、危険を予知して必要な対策や行動をとる必要があります。なお、危険な状態を見過ごしたり、見逃すことは絶対にやめましょう。



【 職長会のお知らせ 】

★日 時	2019年11月20日(水)
★時 間	18時00分～
★会 場	銀座ユニーク 3階

在留資格「特定技能」とは

2018年12月の臨時国会において、在留資格「特定技能」の新設を柱とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が可決・成立し、2019年4月1日より人手不足が深刻な産業分野において「特定技能」での新たな外国人材の受入れが可能となりました。この在留資格「特定技能」に係る制度とは、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくものです。

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験**を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

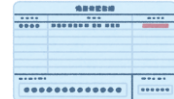
特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、
(14分野) 建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業
(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）**
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外



技能実習と特定技能の制度比較

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

死角に関わる職場の危険

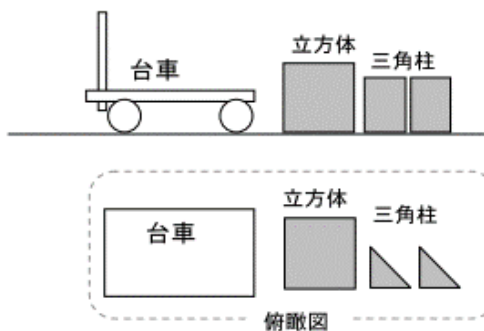
職場内に存在する様々な死角・・・。

普段は何も問題ないとしても、人間の判断や行動によって、隠れた危険が表面化する場合もあります。

ここでは、日常的な何気ない作業にも死角に関わる様々な危険が存在すること、諸条件が変化することによって危険に質も変化することを体感し、死角に関わる危険性に対する感受性を高めましょう。

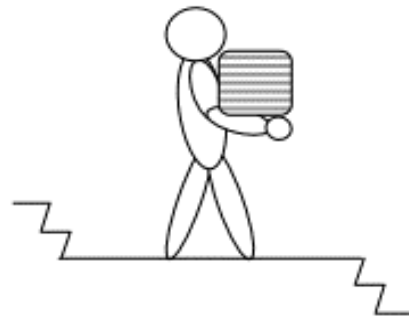
● あなたならどうしますか？ ●

台車に荷を積んで運搬します。荷は立方体が1つと三角柱が2つです。
あなたなら、これらの荷をどの様に台車に載せますか？作業の効率と安全性を考慮して判断してください。



● どんな危険がありますか？ ●

荷物や書類を運ぶ作業。
「死角」に関してどのような危険がありますか？



どんな職場にも死角に関係した様々な危険が存在しています。これらの危険は必ずしも一定ではなく、周囲の状況の変化や、その場所にいる人間の行動によって変化します。これらの危険を敏感に察知し、的確に対応する能力を高めることが重要です。

高所作業におけるの危険

高所からの墜落を防ぐために有効な安全帯。しかし、実際に効果を確かめる経験は少ないものです。まして使用していない場合は、真逆さまに落下するしかありません。同じように、普段は何気なく昇降するはしごも、体の動きを意識してみれば大事なことに気付くはず。

ここでは安全帯へのぶら下がり、はしご昇降を対象に高所作業における危険と安全に作業をおこなうためのポイントについて考えます。

● これで正しい？ ●

- ・安全帯は着用していることに意味があるので、着用の仕方にはこだわらなくても問題ない？
- ・作業の邪魔にならない位置なら、安全帯のフックをかける場所はどこでも良い？
- ・安全帯は目立った不具合がなければ何年でも使用できる？
- ・はしご昇降時は片手片足それぞれ一箇所、合計二箇所を体を支えれば安全？

● ここに注目！ ●

- ◆安全帯の正しい使用方法
 - ・安全帯を使用しているにもかかわらず、墜落した時の体への負担は？
 - ・フックの取り付け位置はどのように判断する？
 - ・体のどこで衝撃を受け止める？
- ◆安全帯の点検
- ◆はしご昇降時のポイント
 - ・急いで昇降すると？・片手に荷物を持てば？